# 宮城県監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和2年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

宮城県監査委員 本 木 忠 一 宮城県監査委員 太 田 稔 郎

建

6月 9日

宮城県監査委員 石 森

### 令和2年9月4日

地方機関

佐沼警察署

	宮城県監査委員	成	田	由 加 里
1 監査実施機関及び監査実施日				
監査実施機関				監査実施日
○総務部				
地方機関				
消防学校				6月11日
○環境生活部				
地方機関				
食肉衛生検査所				4月10日
○経済観光商工部				
地方機関				
石巻高等技術専門校				4月10日
宮城障害者職業能力開発校				4月10日
○教育庁				
地方機関				
支援学校岩沼高等学園				4月14日
石巻支援学校				4月10日
古川高等学校				6月29日
視覚支援学校				6月30日
迫支援学校				6月15日
白石高等学校				6月30日
白石工業高等学校				6月30日
大河原教育事務所				6月 5日
名取高等学校				6月11日
石巻高等学校				6月11日
石巻北高等学校				6月 9日
仙台向山高等学校				6月18日
仙台西高等学校				6月 9日
小牛田農林高等学校				6月24日
工業高等学校				6月11日
宮城第一高等学校				6月11日
○警察本部				

#### 2 監査結果

令和元年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規 定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性、及び 有効性に意を用いて行いました。

その結果,業務の執行状況や帳票等を確認した範囲内においては,一部で不適切な事務処理が見られたものの,概ね適正に処理されているものと認められました。なお,公表すべき指摘事項は次のとおりであり,その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

## (1) 宮城第一高等学校

負担金において, 二重払が認められたので, 今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容)

平成31年度全国高等学校教頭・副校長会の会費について,支払完了後に再度請求書を徴収し支払を行ったもの。

- 件数
- 1件
- •金額 9,000円

# (2) 石巻北高等学校

報酬及び賃金において,返納手続の遅延,返納額の誤り及び支払遅延が認められたので, 今後再発しないように対策を講じられたい。

#### (内容)

- 1 非常勤講師の報酬について、返納手続の遅延及び返納額の誤りがあったもの。
  - 件数 5件
  - ·金額 121,010 円
- 2 緊急学校支援員の賃金について、通勤手当相当額を支給定日に支給しなかったもの。
  - 件数 2件
  - ・支給定日 令和元年7月10日
  - ·支給日 令和元年8月8日